

第六節 陸上交通の変貌

1 宿駅制の破綻

文政年間の兵 兵庫駅に助郷村が設定されて、その指定五〇カ村(菟原・八部両郡内)からの人馬代金納が始
庫助郷村争論 まったのは明和八年(一七七二)からである。その後、この賦課金の総額は変わらなかった
ので、しだいに増加する負担に耐えられなくなった兵庫駅では、文政二年(一八一九)十一月、助郷村々に対
し、代金納ではなく、正人馬の提供に切り換えるよう求めた。

これは、交通量の増加によって、しだいに継立て人馬の費用が増大するのに対し、駄賃銭は幕府の定める
ところで、低く抑えられていたから、その差額分が駅所の負担増となったことに困っている。この時の兵庫
駅所の試算によると(表31)、明和八年当時人馬の費用は、人足一人一五二文・馬一匹七〇〇文であったもの
が、文政二年ではそれぞれ四〇〇文・一貫四〇〇文に値上がりしているのに、駄賃銭の方は一〇〇文・一六
五文六分(本馬軽尻平均)に据え置かれていたから赤字幅は二倍以上に膨張していたという。

この要請を受けた助郷村側では、正人馬の提供は、駅所から離れた村々では往復だけで一〜二日を要し、

第六節 陸上交通の変貌

表 231 兵庫駅人馬賃銭経費の推移 (単位: 文)

項目	年代	明和8年(1771)	文政2年(1819)
	人足一人	経費 受取賃銭 差引不足	152 100 52
馬一匹	経費 駄賃銭 差引不足	700 165.6 534.4	1,400 165.6 1,234.4

資料: 『神戸市史』資料2

一日の提供が実質二、三日になり、農繁期にでも重なれば耕作への影響が大きいたして容易に承引しなかった。兵庫側は、正人馬が不可能なら増銭でもと、繰り返し要請したが、助郷村側はこれを拒み続け、文政三年六月には各村惣代が会合してお互いの結束を固めている。ついに翌文政四年兵庫駅側は大坂町奉行所に願し、長期にわたる争論が始まった。

奉行所では、文政四年八月助郷村々を召喚し、駅所への助成を勧めたが、村側は、通常の年貢さえ納めかねている困窮の状況で、正人馬も増銭も今以上の負担増はとも困難であると、全村一致の返答書を提出している。確かに助郷役は、指定された村だけが余分の負担を強いられるということになるから、一方の難渋を救うために他方に難渋を加えるという矛盾も生じてくる。この時は奉行も無理押しはしなかった。そのため事態は膠着したまま経過した。まる一年以上おいて文政六年に入ると、奉行は春と夏の二回にわたって村側を説得し、一村ごとの返答書提出を命じている。しかし、村々の意向は変わらなかった。そのうえこの年の秋は各地で風損干損があり、この年もそのまま過ぎてしまった。

そして文政七年、幕府側はこの問題に決着をつけようとしたとみえ、同年七月江戸評定所定出役二名を兵庫に派遣した。評定所定出役二名は、直接村側を呼び出して、正人馬か増銭かの選択を勧め、増銭の場合とはくに今回、これまでの提示額よりさらに五分を減じて、一〇〇石に一九匁五分

一厘とする、もしもこれを拒むならその困窮の程度について村改めもあり得るとして返答を求めたという。

村改めという強硬な処置で争う不安もあって、村側はついに増銭に應ぜざるを得ないと判断し、山田組村々に続いて、その他の村々も同月二十五日立会いのうえ、駅所助郷村双方連名の対談落着の口上書を作成、これを奉行に提出して、五年に及んだ争論も決着をみるようになった。これで負担総額は掛り高一〇〇石につき四〇匁三分余となり、およそ二倍に増えている。このように定賃銭の制は、実質費用との差がしだいに大きくなって、実情に適応できなくなっていた。

一方、安永四年（一七七五）に始まった拝借銀による駅所救助の方は、文化十四年（一八一七）以後は一部に減額などをみながらも継続されていた。ところが天保改革の影響で天保十三年（一八四二）には急に下付金が停止されてしまった。しかも駅所維持の困難な状況に変化はなく、兵庫駅所ではその復活を代官に訴えた。この拝借銀による仕法は兵庫だけでなく、西宮など他駅にもみられ一駅所だけの問題ではなかった。これまでに利金滞りによる下付金の不足減額もあり、代官所では駅所の困窮を認めて、これを機会に貸付金の整理を進めたいと、この仕法の継続を図ることにし、ようやく嘉永六年（一八五三）になって下付金が復活されるようになった。しかし、以後も金額はしだいに漸減する傾向にあったことは否めない。

六甲横越え賃

六甲山地を横切って南北の通運を図ろうとする動きは早くからあって、中期以後天王谷越

運送業の実現

えの通路は確立していたが、菟原郡灘目の通路は、生瀬・西宮・昆陽・小浜など往還駅所の反対で差し止められていた。しかし灘地域で酒造業が進展すると、たとえば南方からは干鰯など肥料、北方からは酒米という南北相通ずる需要がかさなって、運送の動きは高まった。

こうして幕末期、差し止められていた灘唐櫃越えの通路で（46頁図26）、干鯛・米などの運送が行われ始めた。その推進者となったのが、菟原郡東明村柴屋初三郎、有馬郡切畑村戎屋利兵衛、同郡西尾村権兵衛などである。これを知った生瀬・西宮・小浜など五駅は、万延元年（一八六〇）三月再びこの通路での賃運送差止めを大坂町奉行所に訴え、この時も奉行所は賃運送の停止を指示し、一応事件は収まったかにみえた。

天王谷越えの通路の方は、駅周辺での賃運送の特権を持つ兵庫駅が、駅所以外の村々でも口銭を納めれば賃運送を行うことに同意したので、通路の停止などには至らなかった。兵庫駅では、こうした問題の起こった享保・宝暦期以後、駅周辺二里半以内は駅所の賃運送稼ぎ場と主張していたので、東明村の柴屋初三郎らは、この段階で兵庫駅と交渉し、口銭などを納付するという条件で賃運送の承認を受け、地元の牛を利用する灘唐櫃越え荷運送業を再開したらしい。

そのことは、文久元年（一八六一）八月、この灘唐櫃越え通路での賃運送が再開されていることに対して、生瀬・西宮両駅からいったん訴訟が提起されながら、十一月になってその取下げを願う出ていることから推量される。

また時期は下るが、明治四年（一八七二）の兵庫駅所記録では、菟原郡四カ村で賃運送に携わる一七三匹の牛については、一カ年一役の駅所助成を勤めさせ、また横越え運送業の間屋からは口銭として一カ年銭四〇貫文を納付するという条件で営業してきたことから、その条件についても想像できるであろう。

湯山―灘新道賃

運送の差止め

湯山と生瀬など街道沿い駅所の、六甲越え新道賃運送をめぐる争論は、同じような六甲横越え輸送でありながら兵庫駅側とは違った旧仕法墨守の展開になっている。この一連

の争論が起こったのは、文政四年で、湯山側が六甲越えて菟原郡北畑村に出る道を利用して、灘向けもしくは灘經由大坂向けの荷物を賃運送したことが問題となった。

生瀬・小浜・昆陽・伊丹など大坂寄り街道沿いの駅側は、湯山から荷物を賃送する場合は、当然生瀬・小浜など従来の往還筋を通すべきであるにもかかわらず、新規の道を利用してこの本則を守らなかったとして、その差止めを大坂町奉行所に提訴した。これらの駅所は互いに接近しており、浜側往還より交通量も少なく、稼ぎ場確保の必要があったものとみられる。奉行所でも湯山側に再考を求めたので、結局、湯山側は新規道差止めの約定書を相手駅側に差し入れて解決した。

ところが、万延元年再び同様の争論が起こった。この時は六甲越えても菟原郡岡本村へ出る大場越え道が問題になった。湯山側は、六甲越えの利点として、小浜・生瀬・尼崎の往還回りなら一駄につき二貫文を要するが、灘回りでは一貫文で済むことをあげ、地元産物の出荷にはこの通路が必要であると訴えている。とくに安政元年（一八五四）の火災以後入湯客が減少して、町の困窮も深まっており、湯山の仲仕のうちで、地元産物に限って灘方面へ運送したとしても、これは手作物を歩行荷で運ぶのと同じことで、湯山町民に限らず一般の「銘々の稼ぎ荷」に当たり、もともと駅所には影響しないはずと主張した。

しかし、奉行所はむしろ旧例踏襲の立場で湯山側に相手駅側と対談するよう勧め、この時も結局、文政四年と同じく新規道差止めという結末になった。

ところが問題はこれで解決しなかったことが、その直後に生瀬・小浜など四駅から、湯山産の炭が六甲越えて賃運送されている現場を押さえ、証拠として「炭荷物送り之通」を没収したという引合書が届けられて

いることからわかる。この結果は不明であるが、いずれにしても経済上必要となる運送や通路は、すでに駅所の特権だけでは止められないということであつたろう。

宿駅制の矛盾はすでに深く、その定賃銭の面からも、駅所の賃運送への特権の面からも、もはや時代の経済・社会に対応しきれない状態にあつたといえる。

2 湯山町の復興

湯山町の 湯山町では文政十三（天保元）年（一八三〇）閏三月十三日に、年寄役の退役・交替に伴って、庄

町政刷新 屋役が置かれるようになった。年寄役を務めていた岸下四郎左衛門と河内三郎右衛門および脇

年寄小入用方の角之坊伝兵衛が、年貢上納の遅延と村入用の増大を理由として、退役を命ぜられた。そして、岸下又右衛門と川崎卯之助とに年寄役が命ぜられた。しかし、この二人は幼少であるという理由で、年寄役としての仕事は、神事・仏事祭式、湯泉場定例等の年寄役として儀礼上必要な行事だけに限られていた。そして、年貢収納・村入用等の仕事については、後年に沙汰があるまで携わってはいけなさと命ぜられている。この新任の年寄役から除外された年貢収納・村入用の取扱いのために、新しく庄屋役が置かれることになり、米屋四郎兵衛が任命された。そして、この庄屋役を補助する年行司惣代に、深江屋茂兵衛と平野屋源兵衛の二人が任命された。このように湯山町では、年貢収納・町入用の管理等の町行政を新規に設置された庄屋役や年行司が行い、町の開発町人に連なる年寄役の任務は、仏事・神事等の儀礼的な任務に限られること

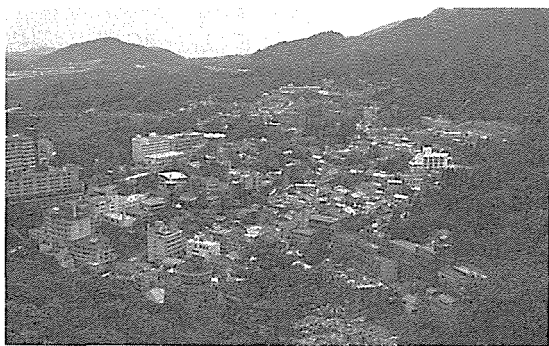


写真 171 現在の有馬温泉

になったのである。

しかし、この新体制においても、これまでと同様不正があったのであるうか、天保二年十一月に庄屋米屋四郎兵衛、年役(年行司か)深江屋茂兵衛が、役儀取り放ち、過料の処分を受け、また同四年五月に岸下四郎左衛門が「撰河兩國弘」の処分を受け京都に居住することになった。

これら一連の町年寄や庄屋役の不正の具体的な内容は不明であるが、開発町人として湯山町の行政を担ってきた人々に対し、他の町人の不信感が高まってきていることをうかがうことができよう。

湯山町の 安政元年(一八五四)四月十三日に湯山町で大火があり、

窮状

類焼した家が一一六軒を数えたという(万延元年(一八六

〇)の願書では八〇軒余りとある)。嘉永三年(一八五〇)の家数が二七一軒であったので、町内の四二・八%が火災に遭ったことになる。『有馬温泉史料』によれば、湯山町の大火は、元禄八年(二六九五)、同十六年、宝暦三年(二七五三)、明和三年(一七六六)、安永二年(一七七三)、文化六年(二八〇九)等にあったことが記されている。

天保飢饉につづく安政元年の大火は、湯山町に大きな打撃を与えた。表羽に、弘化二年(一八四五)から元治二(慶応元)年(一八六五)までの家数・人口の変遷を示した。この表によると、嘉永三年に比べ安政二年で

第六節 陸上交通の変貌

表 232 湯山町の家数・人口(1)

項 目		弘化2年 (1845)	嘉永3年 (1850)	安政2年 (1855)	文久2年 (1862)	元治2年 (1865)	
家 数	高持人	216 ^軒	215 ^軒	199 ^軒	218 ^軒	311 ^軒 ②	
	無高人	30	32	35	71		
	寺院・庵等	21	24	24	24		
	合 計	267	271	258	313	311	
人	内 訳	男	692 ^人	671 ^人	616 ^人	637 ^人	619 ^人
		女	685	658	616	598	576
		僧	22	21	18	16	15
		尼	3	2	2	2	2
		合 計	1,402	1,352	1,252	1,253 ^①	1,212
	増 加 分	出生 男	14	7	4	4	29
		〃 女	16	16	10	12	13
		婚姻・養子等 男	10	2	0	9	11
		〃 女	8	4	2	0	7
		譜代・奉公人等 男	9	1	0	10	0
		〃 女	6	3	2	0	0
		僧尼等	0	0	0	0	0
	合 計	63	33	18	35	60	
口 減 少 分	病死 男	9	20	11	16	4	
	〃 女	16	16	3	19	11	
	婚姻・養子等 男	2	1	4	0	1	
	〃 女	11	7	0	0	0	
	譜代・奉公人等 男	1	2	12	5	0	
	〃 女	5	4	0	7	0	
	僧尼等	0	0	0	0	0	
合 計	44	50	30	47	16		
前 年 比		+19	-17	-12	-12	+44	

(注) ① 60歳以上77人, 15歳以下348人。

② 棟数合計555棟(温泉家1, 家311, 土蔵110, 座敷9, 納屋28, 寺院11, 堂宮末社48, 社家1, 庵2)。

は、家数が一三軒、人数は一〇〇人減少している。五年後の文久二年（一八六二）には、人数はほぼ変化がないが、家数は五五軒増加し、火災の跡の復興が順調に進んでいるようにみえる。

しかし、万延元年に減免を願い出た文書によると、火災復興のために拝借した銀一〇貫匁も上納銀に充てたため、復興が進まず、類焼人のうち五〇軒ばかりが空地のまま、家を再建することもできない状態であるので、本年からの定免切替に際し、年貢率を引き下げてほしい旨を願い出ている。この願書のためか、この時の定免切替増は米三合であった。

また、幕末の世情不安が影響して米価が高騰した慶応二年六月には、窮乏町民の救済のために五〇貫匁の拝借銀を願い出るとともに、隣領の三田藩領から米を買えるようにと願い出ている。

このように、湯山町は、有馬温泉の町として復興への努力を重ねていたが、火災の影響や世情不安によって、その歩みは必ずしも順調であったとはいえなかった。

湯山町の 湯山町の家・人口について、「家別人数寄附帳」という史料によって、文政十二年から天保十

人口 一年までの変遷（宝永七年・天明八年を一部付加）を示したのが表33である。まず文政十二年の状

況についてみてみよう。家数は四二七軒で、約四〇年前の天明八年（一七八八）に比べ、六七軒減少している。四二七軒の内訳は、高持百姓が三六〇軒（八四・三％）、無高の百姓は四〇軒（九・四％）で、大半が高持百姓であったことがわかる。この年の湯山町の石高は三二七石一斗八升一合で、諸引高を引いた残高が二九四石八斗二升二合余で、そのうち一七六石九斗三升余が小前百姓の持高で、残り一一七石八斗九升一合が村持と出作高となっている。つまり、高持百姓三六〇人で小前百姓の持高を割ると、一人平均四斗九升一合余と非常

第六節 陸上交通の変貌

表 233 湯山町の家数・人口(2)

項 目		宝永7年 (1710)	天明8年 (1788)	文政12年 (1829)	天保6年 (1835)	天保11年 (1840)	
家 数	高持人	軒 }	軒 483	軒 360	軒 300	軒 176	
	無高人			40	26	24	
	寺院・庵等			11	27	29	
	合 計	560 (800)*	494	427	353	229	
人 口	内 訳	男	人 1,312	人 866	人 804	人 613	
		女	1,318	847	809	618	
		僧		29	26	22	
		尼		5	3	3	
		その他		0	0	0	
	合 計	2,630	1,909	1,747	1,642	1,256	
	増 加 分	出生 男			13	9	12
		〃 女			20	11	13
		婚姻・養子等 男			23	20	10
		〃 女			31	38	12
譜代・奉公人等 男				2	9	20	
〃 女				0	6	23	
僧尼等				1	3	0	
合 計			90	96	90		
減 少 分	病死 男			43	10	17	
	〃 女			31	17	18	
	婚姻・養子等 男			7	14	5	
	〃 女			11	17	16	
	譜代・奉公人等 男			14	8	29	
	〃 女			21	8	26	
	僧尼等			5	1	4	
合 計			132	75	115		
前 年 比			-42	+21	-25		

(注) *竈数

に零細であったことがわかる。

また、この表によれば、湯山町の家数・人数ともに減少傾向にあることがわかる。文政十二年から天保六年の間に、家数で七四軒、人数で一〇五人の減少となっている。さらに、天保六年から同十一年にかけては、家数一二四軒、人数三八六人が減少し、文政十二年に比べると、家数で五三・六%、人数で七一・九%に激減している。この急激な家数・人数の減少については、極楽寺にある鍋屋多右衛門の碑にその理由が記されている。この碑文によると、天保七・八年に全国的に飢饉となったが、有馬が最も悲惨で、戸口が半減するほどで、湯山町の年寄正直屋喜右衛門、庄屋米屋嘉蔵・平野屋源次郎等が、唐櫃村の庄屋鍋屋多右衛門と相談して、その救済に尽力し、飢民が救われることになったとある。また、大阪府池田市の「林家雑記録」には「天保五年より、不作がつづき（中略）、湯山にても数多くの村民が、渴命の御救を賜っている窮状となり、ようやく露命をつなぐ惨苦の様子である。よって湯治客もほとんど皆無となり、そのため湯屋も休業する家が多く、借財のために、大坂や池田の商家の抵当となり、十二坊のうち九坊までが廃業し、所在が不明となっている。誠に愁傷の極みである」とある。

このように、湯山町が、天保の大飢饉の影響を受け、戸数・人口が半減し、休業する湯屋が続出する状態であったことが知られる。

町役人の不

正を訴う

安政二年冬に湯山町の八百屋新九郎が、八カ条の疑問点をあげて、代官川上金吾助に町役人・年行司の取調べを願い出ている。その疑問点とは、(1)天保八年に年貢高が引き下げられたのに、自分の持高については引き下げられなかったこと、(2)天保元年に町年寄に代わって庄屋役が置かれた

が、以後明細帳などを小前に見せなくなったこと、(3)町支配の山林売払い代銀等のこと、(4)本陣は、神式であるのに、仏事を勤めていること、(5)庄屋年寄役席に碁将棋盤のあること、(6)役在任中に、田畑等の地面を勝手に所有している訳、(7)湯山町会所は、本来年行司の者の寄合場であったのに、庄屋年寄役席になっている訳、等々、町役人の不正の条々を書きあげ、町入用の徴収にも疑問点があることを追記し、その是正を願っている。

この願いの影響によるのだろうか、安政三年十月五日に庄屋嘉藏が天保二・四年に役を取り放たれた者のその後の動静を奉行所に届け出ている。天保二年十一月に役儀取り放ち、過料の処分を受けた庄屋米屋四郎兵衛については、「右四郎兵衛義、去る天保八年に病死し、倅喜兵衛という者が、四郎兵衛と改名し、相續している」と、報告されている。ところがその後代官所の役人が湯山町に出張し、万端取調べが行われ、庄屋嘉藏にも不正があったこと等が発覚している。

そして、翌年四月には庄屋嘉藏・年寄源次郎が退役したあと、小前の者が入札でその後任を決めている。従来の町年寄に就く家柄の者の互選で役を決めていたのでは、同じような不正が横行する体質にあったためであろうか。町人による選挙によって、庄屋役には御所坊四郎兵衛、年寄役に米屋喜兵衛・織屋卯兵衛を選び、この三人の就任を認めてくれるように一村残らず連印して願っている。

このように、湯山町の町役人層の選出に小前の町人が参加するようになり、町行政も明朗に行われるようになったのであろう。前述の安政二年の八百屋新九郎の願書は、安政四年五月に取り下げられている。

そして、同年十月一日に代官白石忠太夫から、湯山町の庄屋四郎兵衛、年寄卯兵衛、百姓代仙太郎、温泉

取締庄右衛門・九兵衛、年行司惣代治三郎たちが召し出され、白洲において先役人との勘定についての争論があり、唐櫃村太右衛門と神戸村四良太夫が立ち会い勘定させたところ不正がなかったことがわかったので、今後は腹藏なく談合し、我意を立てないようにと申し渡されている。

こうして、天保初年から続いた町役人についての疑義は解消され、町人が町役人を選出するなど新しい体制の下で、湯山町の町政が行われることになったのである。

湯屋の申 天保九年に湯屋の池坊治三郎が、湯屋仲間の改革仕法を願い出たが、これについては仲間内で

合せ 十分な話し合いが行われていなかったため、湯屋仲間一統と相談のうえ、同十年五月二十五日

に願いを取り下げることになった。ただ、湯料・席料一人前一廻り銀三匁五分とすることが決められている。この池坊の改革案が出された背景には、天保飢饉によって湯山町が荒廃し、入湯客が減少し、家業を存続させることができなくなる者が続出したことがある。例えば、有馬温泉十二坊の一つであった禰宜屋が、安政四年三月に谷上村の板屋越三郎に屋敷地をはじめ名代客屋株・客帳面・湯女株とともに売却されている。

また、嘉永七年四月に大火があり、その再建にあたって、古例に背いて建て替える者があり、一の湯係りの宿屋は裏町のようになり、二の湯係りの宿屋ばかりが繁盛するようになった。そのため、一の湯係りの宿屋が、二の湯の東北角に「一の湯」という目印を建てたいと安政四年四月に願い出ている。

この願書には、一三〇軒余りあった宿屋が、近年減少し、ようやく三〇軒ばかりとなり、そのうち宿屋を専業にしているのは四〇五軒にすぎないと、有馬温泉の衰退ぶりが述べられている。湯屋とともに宿屋の衰退も甚だしい。このような現状を回復するべく、客屋仲間・湯山一六町の年行司、温泉取締・百姓代・年寄



写真 172 有馬温泉の明神祭（『摂津名所図会』）

- (2) 遊興客でなく病人客を大切にすること。
- (1) 庄屋そして郡中惣代の唐櫃村太右衛門も立ち会って、申合書が安政四年四月に取り決められている。この申合書は、全文二〇カ条からなっている。主要なものを列挙してみよう。
- のようなことはしないこと。
- (1) 質素儉約を旨とし、入湯客を親切に世話し、土地繁盛になるように心がけること。また客宿で料理茶屋
- (2) 湯女は、遊女・仲居のような所業をせず、入湯客の世話をすること。
- (3) 客宿・旅人宿ともに宿帳をつくり、宿泊人の住所・氏名を記しておくこと。
- (4) 道筋の宿屋・茶屋や駕籠人足に頼んで、客引きをしないこと。もし違反した場合には営業を停止されても申し分がないこと。
- (5) 駕籠人足には、客から頼まれても酒飯を出してはいけないこと。
- (6) 入湯人自分賄、一人につき一廻り分、座料・湯料・家具のほか道具損料として、銀三匁五分とする。蒲団一帖につき一廻り分、上は一匁八分、中は一匁四分、下は一匁二

分とする。

(8) 旅籠は、一人につき、上は二匁五分、中は二匁、下は一匁八分(ただし朝夕兩度分)、このほかに一日につき五分ずつ湯料を申し受けること。

(9) 一六町の年行司一人あて、前々の通り決めること。

(10) 湯泉掛り・神事会式・客宿取締の者、三人あて決めること。

(11) 毎月二日に、会所にて町役人と温泉取締の三人が話し合い、右の旨に背く者があれば、申し諭し、その上で聞き入れない者は役所に訴え出ること。

このように、湯屋同士が共存共栄をはかるべく申合書が作成され、有馬温泉の復興を目指すことになった。また、文久三年十一月には、宿屋出入の商人たちの仲間が申合せを行い、正路の販売を行うこと、仲間外の商人と宿屋が取引をしないこと、一カ月に銀一六匁ずつ温泉家作手伝参加として支払うことを温泉客屋惣中に約定している。このことは、少しずつ湯治客も増加し、宿屋の営業も軌道に乗ってきたことを物語っている。

また、有馬温泉の利用客も、病氣療養を目的とした湯治客のほかに、現代の温泉地観光的な人々も増加してきたことがうかがうことができよう。

有馬温泉 近世後期に出版された有馬温泉関係の版本類を、成立年代不明のものも含めて表示すると、表の効能 231 のようになる。この時期には、実学の発展により、温泉を科学的に調査したものが作成され

たことが注目される。大和高取藩医の柘植彰常は、有馬兵衛の元式等の依頼により、泉源を浚渫して温泉の

第六節 陸上交通の変貌

表 234 有馬温泉関係の写本・版本等 (3)

表 題	作 者	成 立 年 代	種 別	備 考
有馬節	田中久右衛門	寛政 7 (1795)	歌 謡	有馬横坊
ありまぶし温泉 小唄集		文化 3 (1806)	歌 謡	
有馬温泉記	楫木敬勝	〃 12(1815)	地 誌	有馬の人
温泉論・温泉論附録	柘植彰常	〃 13(1816)	医 学	大和高取藩医
新版ありまぶし		文政 9 (1826)	歌 謡	
滑稽有馬紀行	福智白瑛	〃 10(1827)	滑稽本	
有馬温泉功能略記	宇津木益夫	天保 9 (1838)	医 学	名古屋の医家
有馬地誌		天保年間(1830~43)	地 誌	
有馬の秋	従三位国福	弘化 4 (1847)	地 誌	
有馬温泉記	柘植竜州	嘉永 1 (1848)	医 学	
有馬温泉紀行	西沢一鳳軒	〃 3 (1850)	紀 行	
有馬由来記	月花楼栗圃	文久 3 (1863)	地 誌	
温泉分析法		〃 3 (1863)	医 学	
有馬入湯入用記	畑中六兵衛	慶応 2 (1866)	紀 行	河内柏原の人
有馬温泉考	新宮凉樹他	〃 3 (1867)	医 学	
有馬入浴日記	吉田東洋		紀 行	
有馬日記	無庵琴石	幕末	地 誌	
有馬懐鑑			地 誌	
有馬道知辺			地 誌	
有馬温泉明石道之記			地 誌	
有馬温泉道之記追加			地 誌	
有馬温泉記	松下見林		紀 行	
有馬温泉由来			地 誌	

(注) 種別は、『国書総目録』の分類を基準とした。

資料:『有馬温泉史料』上・下、『国書総目録』

勢いを回復させた。この時に書かれたのが文化十三年の「温泉論」および「温泉論附録」である。これには、泉質の優秀であることを説いている。の中には、天明三年七月の浅間山の噴火によって、有馬温泉の湯の温度が下がり水のようになったこと、安永七年の姫路藩主酒井雅楽頭忠以、翌八年の高取藩主植村家利以来、貴顕の入湯のないこと、文化六年に大火があったこと等が述べられている。また、泉源の浚渫の様子が記されている。この柘植の指導により、再び有馬温泉はよみがえったのである。

この後、天保九年九月に、名古屋の医家宇津木益夫が、有馬入湯の節、兵衛治郎左衛門等の要請により、「有馬温泉功能略記」を著している。前記の柘植彰常の「温泉論」が漢文体であったので、広く庶民に読みやすいように入湯の方法を仮名書きでやさしく述べたものである。一部柘植との見解の相違も記されていて興味深い。例えば「枕湯」について、柘植は、初めに杓をもって湯をくみ、板面を温めてその処に座し、ついで湯をくみ、両肩より腹、背中にそそぎ下すことであると述べたのに対し、宇津木は、入湯のとき水を手だらけまたは金だらけにて側にくみ置き、時々面部を洗うことだという。そして、一浴に二〜三度これを行えばのぼせることはない、自らの体験を述べている。

柘植・宇津木の二人は、医師であり、自身の入湯の経験をふまえ、入湯方法を記し、有馬温泉の効能の優れていることを、人々に伝えようとしていたのである。

湯治の様相

温泉場といえば、現代では観光地というイメージが強いが、もともと温泉場に行く目的は、温泉に入って療養することであった。もっとも、湯治の間に温泉場の著名な寺社や名所旧跡を訪れたりもしているけれども、あくまでも湯治が目的であった。

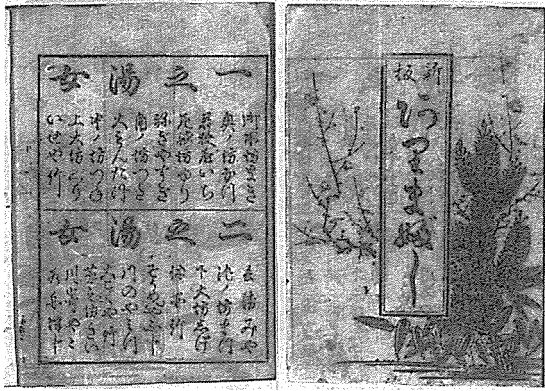


写真 173 『新板 ありまぶし』(部分)

幕末の慶応二年四月に河内柏原(大阪府柏原市)の畑中六兵衛光輝が、有馬温泉に来た時の「有馬入湯入用記」が残されている。この記録によって、湯治の様子をうかがうことにしよう。

四月十三日に畑中ら三人は、自宅を出、平野・玉造・心齋橋・十三の渡しを経て伊丹に泊る。十四日、中山寺に参詣し、米谷・生瀬・船坂を経て有馬温泉に着き、兵衛に着いた。まず、宿の主人・湯女や下女に着祝儀を渡した。入湯客の大半は自炊であったが、到着後の一回目の食事だけは宿屋が用意してくれたという。

このため、宿から通が渡され、米・酒・味噌等の買物をしている。また、「温泉功能記」が宿の備え付けであり、その本を読んでは入湯したとある。この本は、前述の宇津木益夫の「有馬温泉功能略記」のことであろう。二十日に一廻りとなったので、宿の主人・湯女等に心付けを渡している。二十七日に二廻りを済ませ、再び、宿の主人・湯女等に心付けを渡し、二十八日に帰路についている。その間、湯山町内の寺社を参詣し、名所旧跡を訪ねている。また、同時期に湯治に来た淡路島の稲田氏の後室の入湯の様子等も記している。なお当時の入湯の様子を知るために、文化四年五月に京都の三井家五代目高英の妻静が、城崎温泉に湯治に行った時のことによれておこう。城崎温泉でも有馬温泉と同様に、外湯に入り、宿では自炊をし、城崎温泉内の寺社に参詣したりし

ていることが記されており興味深い。一行七人は、五月九日の朝に京都を出発し、綾部・福知山・宮津を経由して、十四日に城崎に着き、大津屋七右衛門方に投宿した。十六日～二十日までに一廻り、二十一日～三十日で三廻り、六月二十一日に五廻り、二十六日に六廻りし（二廻りは五日間）、二十七日に城崎を出発し、明石・舞子・兵庫を経て、七月六日に京都に帰っている。

3 幕末の海陸交通

蒸気船の ペリーの来航によって、急速に外国船への緊張は高まったが、外洋に面していない大阪湾へ国入港増加 交のない外国船が進入してくるといふ例はなかった。嘉永七年（一八五四）九月十八日の朝、突

然ロシア軍艦ディアナ号が紀淡海峡から進入し、兵庫沖に至ったときも、人々は驚くよりかえって珍しがり、兵庫の人々小渡海茶船に乗り、見物に参り、その船へのり、唐人は唐人おどりなどいたし、よろこび見せ候、それより兵庫灘乗回し、大坂川口伝法沖に碇をおろし候ところ、御番所様より右の船見物に出候こと厳しく御差止め相成り、御公儀様ことのほか御混雑に相成り（「上田家文書」）

というような状況であったという。驚いたのはむしろ幕府側であつたらう。急遽明石、尼崎をはじめ近在の藩を動員して警戒にあたつた。

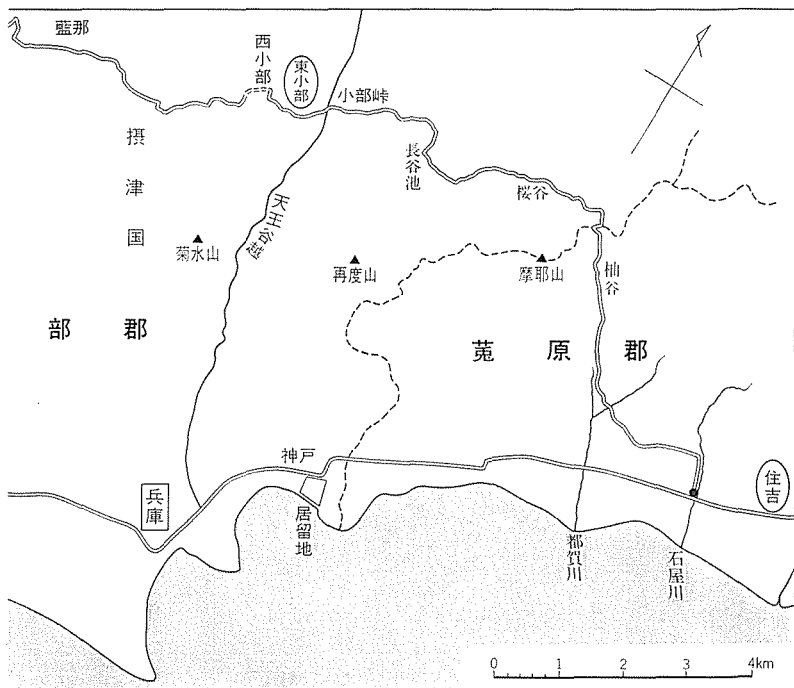
ついで文久元年（一八六一）五月七日、イギリス公使オールコックらは乗艦で兵庫に来航し、その日は薬仙寺の普照院・隣松院に宿泊、翌日津中を見物したし、また同年イギリス船リングダブ号は兵庫沖の測量を実

施するなど、海上の情勢はようやく幕末のあわただしさを増し始めた。

幕府はペリー来航後、これまでの大船建造の禁止を解いて海防に備えるよう指示したので、しだいに幕府や大藩では西洋型船を所有するようになった。そして文久二、三年と朝幕間の緊張が高まった頃には、幕府高官の上京や摂海検分には、しばしば蒸気船が利用されるようになり、兵庫への入港も頻繁になった。とくに同四年一月の將軍上洛の時は、一行は幕府艦隊をもって海路大坂に至っており、元治と元号が変わった二月前後は、兵庫に、翔鶴丸、朝陽丸、順動丸、幡龍丸など幕府の艦船をはじめ、薩摩、福岡、佐賀など諸藩の船を含め、常時一〇艘ほどが、時に出入りもあったが、停泊していたという。こうして兵庫は、京坂における大型蒸気船を利用する海陸交通の接点となり、陸上での通行も増大していった。これは、蒸気船が従来の和船ほど風待ちの必要もなく、海上での大人数の移動をも容易にしたということであり、そのことがこうした交通体系の変化を促したとみられる。そのため兵庫での蒸気船用石炭の需要が高まり、肥前三池・長門元山などから搬入されている。この時期沿岸航路のうちでは東海・山陽の兩道沿いをもっとも重要であった。

海陸交通の接点

この通行体系の変化を端的に示したのが長州再征軍の西行である。大坂に集結した幕府軍は、慶応二年（一八六六）に入ってしまったに進発し始めたが、その様子を兵庫に入ってきた情報でみると、「御大砲組六拾人ばかり明七日大坂御発足、当津御一泊、加古川御泊」「同百人ばかり十五日西宮御立、当津御一泊、御軍艦へ御乗組」「歩兵組百貳拾人明七日西宮立にて御越、当津小休、夕食の上八雲丸御船へ御乗組」（北浜会所記録二月七日付）、「御持小筒組（二七六人）并に御歩兵方（二四人）当月十一日未上刻当津へ御着、御滞留の上、昨十六日午中刻当津御碇泊大江御艦へ御乗込み」「大砲組高尾惣十郎様その外



(西国往還付替道)

御支配向様(一四五人)当月十五日午上刻当津へ御着、御滞留の上、今辰下刻当港御碇泊順動御艦へ御乗込み」(同二月十日付)といった形で、陸路を西行する部隊もあったが、兵庫で幕府艦船に乗り込む場合も多かった。この二月は、少なくとも順動丸・大江丸・八雲丸が四回、翔鶴丸・長崎丸が三回、明光丸が二回入出港を繰り返して、兵員の輸送にあたっている。このうち八雲丸は親藩の松江藩、明光丸は御三家の紀州藩持船で、いずれも幕軍の輸送に提供されたものであろう。

時には乗船待ちで兵庫に滞在することもある。そうなれば陸上交通の宿場としての宿泊施設では、旅宿不

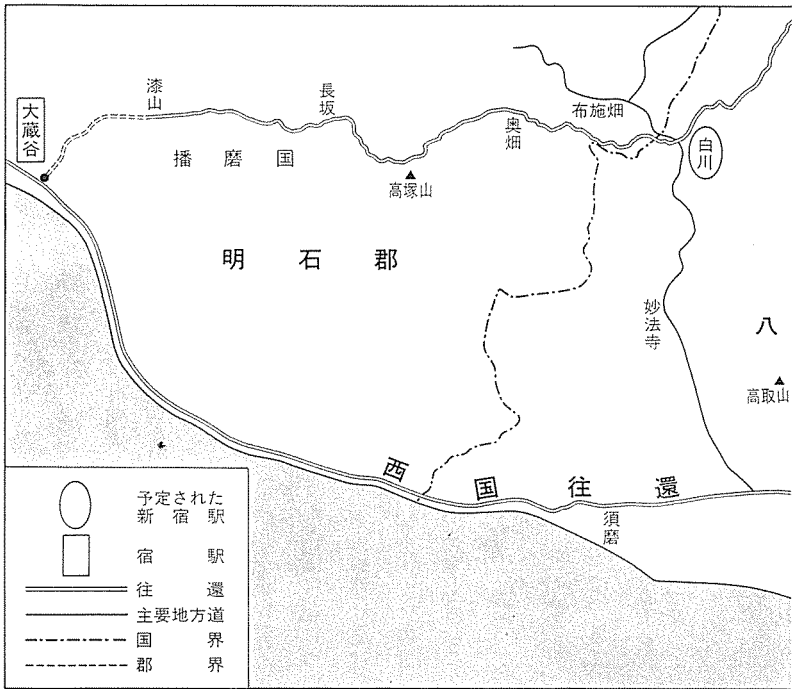


図 61 徳川道

足の事態にも陥りかねない。「追々御着き相成り候ては、五ヶ町にて御宿相勤めがたく、尤も御用長持火薬類もこれ有り」といった混雑が起ったのも当然であった。これは戦時の特異な例ではあるが、この沿岸航路を利用するという交通体系の新しい変化は、以後も続き、開港後はその接点が神戸に移っていくが、鉄道網が確立するまでは主要な交通の一部となっていた。

徳川道の「兵庫開港」にあたって、

開削 開港場を縦断する形になる西国往還を避け、六甲山地の北側を通るように付け替えるという計画は、兵庫奉行に任命された柴田剛中の発想によるもので、むしろ外国人

との衝突を避けようとしたためである。幕府が諸外国と折衝の結果、まとめた開港の実施案では、居留地は生田川寄りの一角(神戸)に造成し、居留地以外にも、外国人は神戸の町で家屋・土地を借用することができ(雑居地)と定められていたから、外国人との接触を避けてこれを迂回するとすれば、六甲山地の北側を通るしかなかったであろう。

兵庫奉行柴田剛中はかつて横浜開港にも関係し、洋行の経験もあり、開港準備の事業にはまさに適任者であったろう。慶応三年五月に任命されると、江戸出発前に早くも居留地を中心とする運上所・番所・遊所など一連の施設建設を幕閣に上申しているが、この西国往還についても、もともと道幅の狭い所もあり、行き交いにも不便で、開港後外国人が通行すれば、衝突事件は避けられないとして、大坂から六甲山地の北側を通って姫路に至る古道を利用するのがよいと、いち早くその付替案を建議しており、それがことのはじまりである。この建議が幕閣の承認を受けたのは慶応三年七月のことで、開港(一八六八年一月一日、慶応三年十二月七日)までに、その準備期間はわずか五カ月にも満たなかった。

この準備期間の短さは、開港の勅許降下が延引して慶応三年五月になったためである。その結果、居留地の造成をはじめ諸事業をいっせいに始めなければならず、とても奉行一人ではさばききれぬ状態ではなかった。柴田からの要請もあって、幕閣では、往還付替の事業を別に大坂谷町代官齋藤六藏と勘定役松野銃十郎に分担させることにした。

付替事業を担当することになった齋藤・松野らは、実地を検分したうえ同九月、当初の計画を変更して、菟原郡石屋川で往還から分かれ、柚谷・摩耶山を経て東小部村、藍那村、白川村とたどり、さらに摂播国境

第六節 陸上交通の変貌

表 235 西国往還付替道と工事分担

(単位: 間)

通過村	距離	工区	下請負者	距離
石屋村	32	1	住吉村など7カ村自普請	437.5
石屋村徳井村立会	52	2	住吉村藤左衛門・清八	428.5
徳井村	353.5	3	住吉村新平	268
平野村	37	4	篠原村弥兵衛	624
徳井村	27	5	新在家村儀三郎・喜太郎	198
徳井村高羽村立会	57.5	6	大坂片町卯之助	400
高羽村	274	7	住吉村石工太郎右衛門ほか	331
八幡村	405.5	8	鍛冶屋村庄屋市左衛門	142
篠原村	629	9	住吉村石工惣代善兵衛ほか	337.5
篠原村など13カ村立会	3,878.5	10	兵庫永沢町石工茂助	450
東小部村西小部村立会	2,197	11	明石石工六兵衛	372
西小部村	1,267	12	兵庫神明町明石屋惣左衛門 ほか	184
藍郡村	1,269	13	荒田村庄屋勘三郎ほか	250
東尻池など4カ村立会	730	14	熊内村年寄宗兵衛・荒田村 庄屋勘三郎	1,254.5
白川村	1,353	15	三木郡前田町龍吉	610
布施畑村	1,162	16	石井村菊蔵	1,068
奥畑村	310	17	東小部村庄屋伊太夫	2,195
門前村	40	18	石井村利兵衛	804
下皆菟村	256	19	藍那村庄屋儀太夫	813.5
小寺村	891	20	奥平野村藤左衛門	1,188
長坂村	1,283	21	白川村庄屋佐左衛門	944
漆山村	*628 (1,606)	22	大蔵谷村惣代庄屋伊勢屋茂 作ほか	6,464.5
大蔵谷村	799			
合計	18,909		合計	19,764

(8里27町9間)

(注) * 仕様帳などからみてとくに短く、()は史料記載合計から逆算したもの。
工区距離には岩切取延長なども含む。



写真 174 徳川道(柚谷峠付近)

の山地を通して、明石大蔵谷で再び往還に合流する全八里余の新道を開削するほうが、姫路まで二〇里余の長距離を整備するより、期間、費用ともに節約できるとして、この新道付替案を上申したのである。この新道では新しく宿駅を住吉村(御影村を合宿)、東小部村(合宿は西小部・藍那村など)、白川村(合宿は車・布施畑村など)に置き、兵庫は廃止される計画であった。結局幕閣もこれを認めたので、六甲山地に分け入る新路線に変更され、同十一月には工事の入札が実施されて、八部郡石井村の谷勘兵衛が一万九二〇〇両で落札、工事に取り掛かることになった。この時工期を短縮する方法として採られたのが、工区を分割して同時並行的に施工するという方式である。そのため分割した工区の下請負者が募られた。ところが、新道の東端石屋川堤から徳井村に至る八丁余については、住吉・御影・石屋・徳井・東明・新在家・大石の七カ村が、この新道によって、酒造米や山から切り出した石の輸送といった面で、村としても利便を受けるという理由で、自費をもって自ら工事を実施したいと申請した。そのため残りの道程二一区が下請者に分割された。たとえば摩耶山へかかる柚谷の部分には岩切り開きの工程があり、この区間では石工仲間の請負が目立っているが、東小部・藍那・白川など沿道村々では、村がその一部を請け負うという場合もあった(表²³⁵)。

仕様帳によれば、道幅は平均二間、道路中央部を一尺ほど高くする蒲鉾型につくり、法面は一割法とし、

それより高い場合は留め芝・筋粗朶を入れて踏み固める、橋は幅一間土橋作りとするとあり一四カ所、そのほかに流れに配置した石を踏んで渡る飛び石渡りが二一カ所、石置渡しが一カ所あった。工事施行中に大蔵谷など一部路線で変更もあって、完成時の道程は八里二七丁九間となっている。

慶応三年十二月七日開港のその日は曇り空で、朝方から強かった風は昼ごろには凪いだという。代官斎藤六蔵らは道路工事の完成状況を検分するため、同日朝篠原村を出発し、杣谷を登っていたから、あるいは神戸に整列した外国軍艦が正午に放った祝砲と、それに応えた幕府軍艦の応砲の響きが、山道の途中で聞こえてきたかもしれない。とにかく道路の工事だけは一応完成したが、往還として人々が利用できる宿駅の施設までというところ、この段階ではまだ完成していなかった。その後鳥羽・伏見で倒幕戦が始まるまで、わずか一月たらずの間のことである。その混乱で、この往還完成のことはついに公的には触れ出されなかった。

慶応四年一月、いわゆる神戸事件を起こした岡山藩の部隊も、おそらくこの往還付替のことにはあまり注意を払わなかったであろう。そして幕府崩壊後の慶応四年三月、新政権のもとで神戸居留地付近だけを小迂回する新道が造成されることになり、この付替道は廃止となって、付替えて田畑を潰した所などはもとのように起こし返され、その全貌は早く失われていった。ただ部分的に杣谷や摩耶山裏の桜谷などでは、その後「徳川道」の名で登山道として利用され、現在にもなおその面影を残している。

後日のことになるが、倒幕戦が始まって進駐してきた長州奇兵隊第二中隊は、幕府方金穀を接収するとして、谷家からこの工事請負代金などの入っていた箱四個を持ち去っている。谷家では後年兵庫県にこの返還を要請したが、ついに採り上げられなかったという。